

令和3年 4月30日

大町市長 牛 越 徹 様

大町市上下水道事業経営審議会
会 長 松 田 邦 正
(印 省 略)

大町市水道料金の改定について（答申）

令和2年11月18日付、2上下水第170号で諮問のありました、標記の件につきまして、当審議会において慎重に審議をした結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 はじめに

大町市水道事業は、将来にわたり安定した事業運営を継続し、良質な水道水を供給し続けるため、令和2年3月、大町市水道ビジョンを策定しました。近年、人口減少や節水意識の定着により、水道使用水量は減少傾向にあり、これに伴う料金収入も減少しております。また、水道施設の老朽化や将来の水需要など、水道事業を取り巻く環境変化に対応した、適正かつ計画的な施設更新も必要であり、今後さらに効率的な経営に加え、将来にわたり安全で良質な水供給のための効率的な取り組みが必要であります。

当審議会は、令和2年11月18日に市長から「水道料金の改定について」諮問を受け、これまで4回にわたり、慎重な審議を重ねてまいりました。

市上下水道課が作成した、令和3年度から令和8年度の水道事業計画、及び収支計画によると、現在の水道料金水準を維持した場合、今後の給水収益は減少傾向で推移することが見込まれる一方で、事業経営の重要な財源となっている原水供給事業により、安定した収入が確保されることから、算定期間における経常収支比率などの予測は、概ね良好な数値で推移することが見込まれます。

また、現行の水道料金体系は、10立方メートルまでを基本水量と定め、それを基礎とした基本料金と、使用水量に応じて負担いただく従量料金の二部料金制としており、このうち基本料金では、固定的に発生する経費の回収とともに、基本水量を設定することで、少量使用者の負担軽減にも配慮した料金設定としている。一方、従量料金では、均一単価を設定することにより、今後予想される水需要の減少に伴う料金収入の影響を受けにくい仕組みであることが確認されました。

審議の結果、現在の水道料金水準及び料金体系を維持しながら、事業計画に沿った事業投資を行うことで、今回の料金算定期間である令和3年度から令和5年度の3年間は、健全な水道事業経営の継続が図られると見込まれることから、次のとおり答申いたします。

2 答申内容

(1) 水道料金の改定について

水道料金は、現行の料金水準及び料金体系を据え置きとする。

その期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

3 附帯意見

(1) 公営企業として独立採算の原則を基本とし、適正かつ健全な経営の継続に努めること。

(2) 今回審議した中長期的な事業計画によると、水道施設の大規模更新事業が見込まれることを踏まえ、次回の料金改定にあたっては、より長期的な経営状況を見据えた料金体系について検討を行うこと。